

【別紙 3】施設の利用料金

施設の名称	利用単位	利用料金の額	
		特別利用	一般利用
ホール	午前（午前 9 時から正午まで）	1,620 円	4,880 円
	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	2,340 円	7,020 円
	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時まで）	2,340 円	7,020 円
	全日（午前 9 時から午後 9 時まで）	6,300 円	18,920 円
レクリエーションルーム	1 時間につき	100 円	320 円
和室	1 時間につき	70 円	210 円
野外炊事場	1 回につき	170 円	540 円

備考 この表において「子ども団体利用」とは、次の各号のいずれかに該当する施設の利用をいう。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他の子どもの教育又は保育を行うものであって、市内に所在するものが子どものための行事等に施設を利用する場合
- (2) 主に町田市子ども創造キャンパスひなた村条例第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者で構成する団体であって、規則で定めるものが子どものための事業等に施設を利用する場合

## 2 附属設備の利用料金

附属設備の名称	利用料金の額
グランドピアノ（ホール）	2,610円
グランドピアノ（レクリエーションルーム）	520円
照明セット（音楽会用）	1,040円
照明セット（演劇用）	2,610円
音響セット	1,570円

備考 附属設備の利用料金の額は、連続する時間における施設の利用（ホールを1の表に規定する利用単位の午前及び午後または午後及び夜間に連続で利用する場合を含む。）1回当たりの額とする。